

近世に於ける對鮮密貿易と對馬藩

森, 克己

<https://doi.org/10.15017/2339001>

出版情報 : 史淵. 45, pp.49-73, 1950-11-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

近世に於ける對鮮密貿易と對馬藩

森 克 己

對馬は日本海の西端九州と朝鮮との間に介在し、釜山へは三十五哩、博多へは七十二哩、平戸へは五十三哩の位置にあり、九州とよりも寧ろ朝鮮との距離が近く、晴天の日には遙か水平線上に浮ぶ南鮮の山々がくつきりと望見され、発動機船にて釜山まで僅か四五時間、全く一衣帯水の關係にある。こうした地理的位置の關係上、兩者の間に古くから交通貿易關係が結ばれて来たことは今更こと新しく述べるまでもない。

その上に、南北十八里、東西四里の對馬島内は、至るところ峻險な山嶽重疊し、現今も耕地面積は全面積の三・四%にも達せず、農家一戸当りの耕地面積は、田地一反六畝強、畑地四反一畝弱に過ぎず、その上土質が悪く、強い潮風に吹き曝されること、肥料の供給不順のこと等の惡條件の結果、反当り收穫高は全国平均の半分程にしか当らず、全国でも稀な零細農耕である。従つて島内生産食料のみでは、五万七千四百八十二人（二十三年度現在）の人口を約三月月しか支へ得ない状態である。^(註一) 現在の如き高度化農耕においてさへ以上の如き状態であるとしたら、農耕の今より發達しなかつた往時においては尙更のことである。日本經濟叢書卷四所收口上覺書には「田島を合せ候て一人分の作り

まへ一町に及候村は一村も無御座候、二三段より四五段迄の間と相見へ」とある。故に平年作以下の時は嚴原から米を買ひ、下百姓は平年作でも米を買はなければならなかつた。古来山地の木庭作（焼畑）とか海岸の開（干拓）によつて農地不足を補つて来たものも以上のやうな事情によるものである。

上述のやうな食料事情のため、その食料の不足は夙くより海外に仰がなければならなかつた。そして遣唐使廃止後一般邦人の海外渡航が禁じられたにも拘らず、密貿易が続けられたらしく、高麗史によつて見ると十一世紀の後半期から対馬人の高麗への往来が現れてをり、日本側史料でも永曆元年（一一六〇）にも、朝廷で高麗金海府が対馬島民を禁錮した事件について、専門家達の意見を徴してをり、九條伊通もその著大槐秘抄の中において、

鎮西は敵國の人けふいまにあつまる國なり。日本の人は對馬の國人高麗にこそ渡候なれ。其も宋人の日本に渡る体にはにぬかたにて、希有の商人のただわづかに物もちてわたるにこそ候めれ。

といつてゐるのである。

しかるに十一世紀最末期より十二世紀の前半期にかけて高麗の政治が動搖し、中央では軍閥跋扈して国王の廢立が行はれ、地方においては治安紊れて叛乱・盜賊相次いで蜂起した。^(註三)

この高麗国内の叛乱・動搖・治安紊乱の結果は、渡航した対馬商船の上にも累を及ぼし、高麗官民の迫害を蒙るものが少くなく、前に述べた高麗金海府の対馬人拘禁問題等が起つて来たものであらう。その結果、我が商人達も自衛上次第に武装するやうになり、この武装商人団が更に再転して海賊化し、所謂倭寇となつて高麗沿岸を侵略し、高麗史上に頻繁に見出される「倭寇す」といふ記事となつたのである。

殊に蒙古襲来以後、日元關係の悪化に刺激された我が武装商人團は半島より更に大陸方面にまでその行動を拡大していった。

倭寇の跳梁に苦んだ高麗政府は正平二十二年（貞治五年一三六七）使を日本に遣して、足利幕府に倭寇禁止を求めて来た。そしてこの後屢々倭寇禁止を乞ふ使が来朝するやうになつた。それにつれ、高麗と日本との交渉の斡旋に立つた対馬の宗氏と高麗との公的交渉も復活し、宗経茂も一三六八年七月には使を高麗に派遣し、高麗より米一千石を贈られてゐる。（註四） またその翌月高麗よりも講究使李夏生が対馬に派遣された。

高麗に替つて興つた李朝の朝鮮は、その内外政治の禍根ともいふべき倭寇の禁遏に積極政策をとり、内は水軍營を沿岸要衝の地に置き、外は九州探題をはじめとし、九州・中国諸大名との修交を盛んにし、倭寇の鎮圧を求めた。また倭寇の首領を諭して帰順を勧め、官職を与へて優遇した。殊に対馬が倭寇の根拠地であり、且つまたその地理的位置の關係上、日本との交渉上の要衝に当ることに着眼し、対馬島主宗氏と親密な關係を結ぶことの有利なことを知り、使節を度々派遣して修交を求め、宗氏をして朝鮮との交通・貿易を管理させた。即ち日本より朝鮮に往来しようとするものに凶書を給し、これを許可証とした。所謂受凶書人である。対馬には倭寇賊首で朝鮮に帰順した受職人と、郡守等の中に凶書を受けて朝鮮と貿易する受凶書人等が相当多かつたのである。（註五） 此等受凶書人・受職人を問はず、朝鮮に往来するものはすべて対馬島主宗氏の発行する文引の携行を必要とすることに規定し、永享十年（一四三八）には、朝鮮の使李藝と宗氏との間に更に條約を更新し、朝鮮渡航を欲する日本人は対馬以外の各地の者もすべて対馬島主宗氏の文引携行を必要とすることにした。（註六）

次いで嘉吉三年將軍義教の死去に対し、朝鮮より書狀官申叔舟が来朝した際、対馬島主貞盛と申叔舟との間に癸亥約條が結ばれ、宗氏は毎歲五十艘の使船を朝鮮に遣すことが出来、これ等の船は朝鮮より宗氏に与えた銅印を捺した文引を携行しなければならぬ。またやむを得ない事件發生の場合は、右規定外に特送船を出しても差支ないといふ約條で、これは近世に入つても尙ほ効力を有してゐた所謂嘉吉條約である。(註七)そして宗成職の時代には秦盛幸が書契文引のことを掌つてゐた。(註八)海東諸國記によれば、文明の頃島主宗貞國、毎年五十船、米・豆并に二百石、伊乃(伊奈)郡主宗盛弘、毎年四船、米・并に十五石、尼老(仁田)郡主宗盛家は毎年四船(後三船を加う)、米・豆并に二十石、秦盛幸毎年一船、宗貞秀毎年七船、米・豆并に十五石、宗茂世毎年三船、米豆并に十石、受図書佐護郡代官國久毎年一船、同宗貞秀毎年一船、受図書土軍宗盛吉、米・豆并に十五石、受図書護軍皮古汝文、同護軍井可文愁成、毎年米・豆并に十石、受職護軍中尾五郎・同護軍皮古仇維(藤茂家)、同護軍時難酒也等であつた。

以上の如く、対馬の宗氏をして文引を發行させることによつて貿易の統制を計つたのであるが、更に嘉吉三年の癸亥條約により現今の慶尙南道昌原郡(当時熊川郡) 薺浦・東萊郡釜山浦・蔚山郡塩浦の三浦を開港場とし、釜山浦及び塩浦に倭戸を、薺浦に館所を置き、朝鮮の使官接待は館所において行ふと共に、貿易を管理した。その後天文十一年頃に至り、薺浦・塩浦の二港を閉鎖し、釜山浦(現今の豆毛浦)一港に限つた。(註九)

かくて嘉吉三年の癸亥條約によつて、朝鮮と対馬、従つてまた朝鮮と日本との貿易は制限が加へられ、宗氏の独占的色彩が濃厚となつて来た。しかるに豊臣秀吉の文祿・慶長の役となつたが、役後朝鮮側の対日感情非常に悪化し、日本人を一步も踏入らせまいとの氣構へで番船を以て沿岸を警戒してゐるため、両国の修好復活は仲々困難な事情に

あつた。そこで慶長五年の頃対馬藩では藩主の内意により、朝鮮人二三人の生捕り計画を立てた。これは生捕つた朝鮮人に対馬側が修交復活を希望してゐる旨をいひ含めて帰国させ、両者の意志疏通を計らうとしたものである。この計画に基き、先づ嚴原より小船五艘を五回派遣したが、そのうち四艘は拿捕され、一艘のみ逃れ歸つた。また豊崎郷より渡航した小船も朝鮮側番船数艘に包囲され辛じて逃れ歸つた。更にまた六艘の船を派遣したところ、これまた四艘拿捕され、残りの二艘も人数八人のうち四人まで殺されるといふ有様であつた。ところが最後に藩命を受けて渡航した佐須奈郷の武田喜兵衛は、水夫八人と共に佐護湊を出帆し、釜山浦に夜分忍び入り、朝鮮側番船の乗組員一人を生捕にして歸つたので、対馬藩では、右の俘虜に藩主の内意を委しく言ひ聞かせてこれを帰国させ、意志の疏通を計つたのである。^(註一〇)

しかるに慶長七年の春、朝鮮より講和使節として金継信・孫文或を対馬に遣し、藩主義智に講和の実否を訊させた。丁度この時朝鮮王族の一人で薩摩藩に捕虜となつてゐた金光を本国へ送還することになり、対馬に送られて来てゐたので、義智は江戸幕府が講和を欲してゐる旨と、その斡旋に当る自分の立場とを説明し、金継信・孫文或と共に帰国させた。しかるにこの時日本の海賊が朝鮮の唐浦に寇し、その漁民を捕へ歸つたので、当時未だ開城府に駐屯してゐた明の李総兵等の意見により、日本側に誠意なしとして交渉を打ち切つてしまつた。

次いで慶長九年七月、朝鮮より再び孫文或・松雲大師が日本の意向打診のため義智の許に來朝した。義智は兩使を対馬に留め、柳川権之介を以て幕府に報告、兩使を上京させよとの訓令により、義智自身兩使を伴ひ上京したのであるが、またもや日本の海賊船が朝鮮の卯島・斜藪島等の諸島を侵したため、再び講和問題は不調に終つてしまつた。^(註一一)

かくて幕府と朝鮮との間に介在した対馬が種々劃策し、朝鮮の正式通信使が来朝したのは寛永十三年のことであつた。この通信使の来朝は近世に入つて前後十二回に上り、また対馬側の詔官の朝鮮へ使するもの四回を数へてゐるのである。

註

- 一 時事通信社編「未開発の宝庫対馬の実態紹介」
- 二 百練抄
- 三 拙文「日宋麗連鎖關係の展開」(本誌第四一輯)参照
- 四 報恩院文書四・高麗史一三三辛禡一、三年六月
- 五 海東諸国紀
- 六 海東諸国紀・宗家万松院文庫所藏、寛文七年拔船覺記二、六月晦・七月二十一日
- 七
- 八 海東諸国紀
- 九 高橋章之助氏著「宗家と朝鮮」
- 一〇 対馬佐須奈村武田嘉夫氏所藏慶長五年十月日武田喜兵衛口上書写
- 一一 対馬豊崎町洲河生虎眞氏所藏、朝鮮御和好之次第並御領所御願之控

二

かくして公的關係が復活して来れば従つてまた両者間の貿易も興つて来るわけである。殊に宗氏にとつては朝鮮貿易が一藩經濟の死活問題であつた。といふのは、文祿四年宗義智は朝鮮役の戦功により薩摩出水郡内に一万石を賜つたが、其の後肥前の基肆・養父両郡内に替地を賜はり、更に慶長十年、日鮮講和が略々成立した時、徳川家康より肥

前同郡内に二千八百石の加増を得た。このうち田代一千石は初め柳川調信に賜ひ、寛永年中に没收されたが、後正徳年中再び宗成に賜はつた。結局対馬と併せて石高一万七千八百石余となり、表高二万石と称し、且つ朝鮮貿易を許可されてゐたので十萬石の格式を以て遇されてゐた。^(註二)

しかし既に述べたやうに島内山嶽重畳耕地面積狹隘にしてしかも土質瘠せてゐるために農業を以て立つて行けず、漁業・林業を以てわづかに補つてゐる状態である。そして往昔より幕府の手によつて檢地を行はれたことはないが、^(註三)享保十二年の頃には、米一千五百石、麦一万六千石、蕎麥粉五千石、大小豆六千石しか生産せず、これに対して人口は寛文五年二万三千九百人、延宝五年には二万九千六百七十九人、享保十二年には三万二千六十三人というやうに次第に増加の一途を辿り、従つて食料不足は深刻なものがあつた。^(註三)

さればこの深刻なる食料不足を補ふためには島外より米その他の輸入を行はなければならなかつた。この食料補給地としては先づ肥前にある宗家の飛地田代であるが、田代からの輸入量では到底足りないものでこれを更に朝鮮貿易によつて補はなければならなかつた。この田代・朝鮮より輸入する米の量は年々四万五千八百三十俵余に達した。^(註四)當時の一俵は五斗入りであつたから、総計二万二千九百十五石余の米が輸入されたことになる。そして慶安四年勘定佐護戎右衛門が朝鮮に赴き季同知と交渉し、公貿易の輸出品の綿布一千同余のうち三百同と白米一万二千石、即ち我が国の六千三百六十石と交換し、万治元年再び使を遣し洪知事金同知と交渉した結果、綿布四百同を以て白米一万六千石、我が国の八千四百八十石に換へることとし、^(註五)以後大体毎年一万六千余俵づつ朝鮮より輸入した。^(註六)その運漕には二船を以て四百俵づつ運び、この運漕船を御米船と呼んだ。^(註七)そしてこの交換に用ひる綿布は対馬生産ではなく、他州との取

引によつて得たものである。(註八) またこの輸入米は慶尙道の産米であつた。(註九)

以上の如く食料の補給といふ点よりしても朝鮮貿易は対馬藩にとつては正に死活問題であつたが、尙ほその上に、米以外にも貿易によつて得るところが多かつた。一体朝鮮の産物は

人參 虎皮 豹皮 紬 木綿 苧布 白面紙白米 絹 水獺皮

等であるが、人參は忠清道内七ヶ所、慶尙道内七ヶ所、全羅道五ヶ所、黃海道三ヶ所、江原道十三ヶ所、平安道十一ヶ所、咸鏡道十五ヶ所を數へ、国王服用品が羅參と呼ばれたのはじめ種類が非常に多く、優良品を上參と呼び、屑物を尾參と呼んで値段が違つた。(註一〇) 人參は朝鮮においても薬用として貴ばれたが、我が国においては特に貴重薬として尊ばれ、非常な高価薬であつた。享保十年頃、朝鮮にて一斤銀一貫五百五十目にて仕入れて来たものが、長崎にて一斤四貫目にて売り捌かれてゐるのであり、約二・六倍の高値を以て取引されてゐるのである。(註一一) またそれが如何に珍重されたかは、唐人參を長崎平戸等にて仕入れて来て、これを下関その他にて朝鮮人參と称して売つたことなどによつても窺はれる。(註一二) 従つて極少量で莫大な利潤を收め得るので、後に述べる密貿易者達の大部分はこの高価薬人參密輸による一攫千金の欲望に駆られて法禁を犯してゐるのである。

次に銅は京畿道の永平、慶尙道の寧海・昌原その他平安等より出たが、その採掘量は毎年五六千斤に制限されていたので、輸出するよりも寧ろ我が国から輸入する立場にあつた。(註一三)

虎は咸鏡道・江原道に多く棲息し、このほかにも慶尙道の梁山・密陽等の大山に多少棲息し、その皮は我が国にも輸入珍重された。(註一四)

また中国より朝鮮に輸入されたものは

白糸・緞子類・色細類・紗類・黃絹・綾子・縮緬・紋無・紗綾・黃羅・猩々氈・布氈・勉羅面・三生・毛帽子・色糸・唐藥種・琥珀・珊瑚珠・孔雀石

等であり、これ等のうち絹布類や藥品等は更に我が国に転売された。殊にその藥品類では麝香・龍腦・蓬砂・繻砂・辰砂等が中国より朝鮮へ、朝鮮より我が国へと輸入されたのであり、唯熊胆は朝鮮でも産した。^(註一五)以上のほかには布海^(註一六)苔^(註一七)・茶種^(註一七)・油紙^(註一八)・牛角爪等^(註一九)も輸入されたが、兎も角も朝鮮貿易において最も重要な輸入品は白米と人參とであつたのである。

これに対し、我が国より朝鮮に齎された主なものは銀・硫黄・鉛・明礬・丹木等であつた。一体朝鮮においては流通貨幣は銀であつたが、銀のほかには木綿・米等も代用されてゐた。従つて対馬藩が米を輸入する場合には、木綿が代用貨幣として用ひられたのである。しかし人參購入の場合には殆ど銀子が用ひられてゐる。また朝鮮では硫黄と鉛が欠乏してゐたために、頻りにこの二品を要求した。これは硫黄や鉛を塩硝に合はせて鉄砲の玉を造つたからである。^(註二〇)また日本刀はその犀利・精緻な点で古くより海外において喜ばれたが、朝鮮においても珍重された。しかし刀劍その他の武器の輸出は已に大宝律令の禁するところであり、この時代もまた嚴禁してをつたが、尙ほ当局の眼を潜つて密輸出されてゐたのである。^(註二一)

このほかには銅子鍋・銅藥罐・庖丁・唐鋏^(註二二)・丹木^(註二三)・傘^(註二四)・手洗^(註二五)・紅^(註二六)・素麩^(註二七)・木実油^(註二七)・魚油^(註二七)等が朝鮮に持ち渡られて取引された。又日本の柑類も輸出された。^(註二八)このやうにして米以外にも朝鮮貿易によつて藩の財政を支へるところが大

きかつた。されば明和の頃朝鮮貿易が一時杜絶えたために同藩の財政窮乏を告げ、やむなく貿易再開まで当分のうち大坂御金藏より銀三百貫目づつこの年より廻すことにした。そして貿易再開に努力すると共に、家臣達に対しては奢侈禁止・儉約奨励を訓諭してゐるのである。^(註九)殊に義質が家督を継いで藩主となり、文化十四年七月はじめて入部した際発した諭達書の中において、

抑當國へ他部と違、不毛同様之地所故、無是非朝鮮と貿易之浮利を以國用之第一ニ宛テ来、いかにも不本意次第、已前より御城主様御素願之訳に候処、其時運廻り来らざる而已ならず、貿易ハ追年壅塞同様之跡ニなり、出入算法全ク不引合難澁至極之末、比年来朝鮮國凶歲打續き取引彌相塞、轉内危急ニ差臨候。下

といつてゐることによつて、朝鮮貿易が対馬藩の財政にとつて如何に死活問題であつたかを充分に窺知し得るであらう。^(註三〇)そしてこの時も幕府より肥前国松浦郡其の他に二万石の地を貰つて辛うじて危急を凌いだのであつた。

註

- 一 高橋章之助氏著「宗家と朝鮮」
- 二 必要 雜書
- 三 陶山訥庵「津島紀略」
- 四 必要 雜書
- 五 津島 紀略
- 六 宗家万松院文庫所藏、元祿十一年唐坊新五郎勤役之節町人飯束喜兵衛白水与兵衛人參潜商仕相手之朝鮮人共に兩國被制法候一件日帳拔書所收八月廿九日高勢入右衛門唐坊新五郎等口上覚書

七同 上

八津島紀略

九同 上

一〇東華事考

一一 宗家万松院文庫所藏、享保十年拔船御僉議囚人共口問拷問口書二月十九日條

一二 同所藏、享保十年拔船本人石橋七郎右衛門并同類之旅人肥前皿山嬉野次郎左衛門船頭平戸大嶋徳左衛門同前水夫与左衛門太

右衛門口書

一三 東華事考

一四 同 上

一五 同 上

一六 宗家万松院文庫所藏、弘化三年三月朝鮮御横目頸井手右衛門引請下卯右衛門夜中朝鮮人を呼入候次第

一七 同所藏、天保十四年三月佐須奈飛船乗組三平人參獵麝香潛商之次第来狀共

一八 同所藏、安政二年四月御手船住吉丸水夫貞治朝鮮御横目山田勇作引請下亀之介人參端菜種類油紙等潛商之次第来狀共

一九 同所藏、安政二年七月御手船永久丸船添理兵衛水夫紋右衛門金兵衛荷主松井文作黄參角爪潛商記録

二〇 同所藏、寛文七年拔船覚記

二一 同所藏、天保八年小良屋喜作吉田屋友治刀潛商記録

二二 同所藏、弘化四年七月御手船宝徳丸水夫善兵衛銅五勺入子鍋拾五組銅藥罐拾五古銅其外包丁鉄おろし等潛商之企於和館相

顯候次第来狀並同類御裁許共

二三 同所藏、弘化二年四月御手船春日丸水夫与四郎角爪潛商之次第来狀共

近世における朝鮮密貿易と対馬藩

- 二四 同所藏、嘉永三年六月御手船永久丸水夫武吉三拾人水夫卯兵衛傘五拾本手洗拾組持渡人參潜商之次第来狀共
- 二五 同所藏、嘉永四年石田屋忠右衛門紅甘足持渡山達人參半斤斗潜商一件記録
- 二六 同所藏、安政四年八月御手船常盤丸水夫松治素麵式箱持渡爪百七拾五斤潜商一件記録
- 二七 同所藏、天保十四年三月佐須奈飛船乗組三平人參獐麝香港商之次第来狀共
- 二八 東華 事考
- 二九 対馬雜知町中江勝氏所藏御法令書
- 三〇 洲河生虎眞氏所藏、文化十四年七月宗義質諡達亨

三

前節によつて明かなやうに、朝鮮貿易は対馬藩にとつては、食料問題の上からいつてもまた藩の財政上からしても眞に死活問題であつたので、中世朝鮮側より委ねられた文引の発行、貿易の斡旋より更に一步進んで貿易を独占する意欲を有つに至つた。かくて幕府の承認の下に朝鮮と約條を結び、対馬以外の人々の朝鮮渡航を禁止したのである。(註一)そして前時代より置かれて来た釜山浦(豆毛浦)の和館を朝鮮での唯一の貿易市場として貿易を管理し、此処において取引される諸物貨に運上を課した。即ち荒物運上は十分の一を取り、中国の物貨は緞子一本に付き運上銀十匁、色紬一本に付き十匁、紋無縮緬一反に付き三匁、紗綾一反に付き三匁、勉羅面一反に付き一匁、毛氈一枚に付き一匁五分、人參百斤に付き十斤の割合であつた。(註二)

また貿易の發屋に伴ひ、釜山浦は遠淺にして且つ狹隘、船舶の碇泊に適しないので、和館を現今の釜山に移さうと企て、万治元年より延宝元年に至る間度々朝鮮側と交渉を重ね、同三年釜山の地に移転を完了した。(註三)

このやうに朝鮮貿易は対馬藩の独占下において行はれたのであるが、人參の取引等は利益が多いので、已に前代に見られた密貿易は、この時代にも対馬藩の監視の眼を潜つて行はれたのである。密貿易は潜商と呼んでいるが、その大規模のものは船を仕立てて私かに朝鮮に渡航する所謂拔船である。この拔船にも対馬人、対馬藩で所謂御国者許りにて共謀して行ふものと、他国の人々が企てる場合とある。そして御国者ばかりの場合には資本が僅かであり、従つて仕入れ帰る人參も少量であつたが、他国の人々の場合は相当大規模な場合が多かつた。(金詰) 彼等は数名乃至十数名も共謀し結託して拔船を行ひ、資本を投資する所謂銀元と拔船実行者とあり、それには多くの場合朝鮮に渡航した経験のある対馬人が加はつてゐる。たとへば寛文四、五兩年朝鮮へ拔船密貿易を行ひ、同七年兇党処刑された対馬人扇格衛門・同大久保甚右衛門の一味には、筑前博多の伊藤小左衛門が銀元として投資し、その手代高木初右衛門・久兵衛・伝兵衛の三人が準備に奔走した。殊に伝兵衛の如きは、銀子を上方へ持ち上り、朝鮮向きの物貨を仕入れてゐるのである。その他博多の間屋ぜん(ぜん)の孫右衛門・伝右衛門・とうつき藤兵衛・市右衛門等が関係してをり、このほか長崎商人では薩摩屋次郎助・塗師屋九右衛門・伝兵衛・博多屋又右衛門・山形屋吉兵衛・浅見七左衛門・矢野賀右衛門・対馬間屋塩屋多兵衛・同筒見多左衛門・麦屋乃三右衛門・源五右衛門等が関係してをり、殊に薩摩屋次郎助は薩摩の間屋であつて、同間屋で朝鮮へ持ち渡る硫黄を調べてゐる。また対馬人としては扇格衛門のほか大久保甚右衛門・木原市右衛門・神宮惣兵衛・亀岡平右衛門等が加つてをり、筑前の孫左衛門が船頭として渡鮮してゐるほかは大休対馬人が渡船密貿易に従事し、博多長崎人は投資者となつてゐるのである。またこの他にも直接渡鮮のことに奔走したもの、或は朝鮮通辞として拔船に乗つたもの等あり、非常に多くの人々が関係してゐる。(註) また享保十年拔船を企て捕へられ

た佐賀藩の町人嬉野次郎左衛門の場合にも、対馬藩の町人石橋七郎右衛門が銀元となり、平戸領の船頭徳左衛門等がこれに關係してゐるのである。^(註六)

次に彼等が拔船をする場合に乗つた船は六人位いの天道船より、多くて十数人で乗り組んで居り、余り大きな船ではなかつた。そして対馬の関所は島の西北隅にあり、また遠見番所も東西併せて十一ヶ所あつたので、^(註七)拔船をする者は平戸巻岐から対馬の沖合を経て朝鮮と往来する場合、以上の遠見番所の所在地を考慮し、夜中危険地点を通過するようにしたり^(註八)、或は帆を二つ張つて朝鮮船に見せかけたりして、種々監視の眼をくらすことに苦心してゐるのである。^(註九)

また拔船が朝鮮に到着した場合、密貿易者達が取引する場所は、多く和館の近所の坂の下というところであつて、ここには日本語を話せる朝鮮人が多かつたので、其処に行くとき自由に取引が出来たのである。^(註一〇)更に彼等が密貿易を終つて無事日本に戻つた場合、その密貿易品たる人參は多く長崎・平戸・博多・下関・大坂等で売り、このほかに讃岐の多度津等で売却してゐる。^(註一一)そして朝鮮人參は禁制品であり且つ珍品であつて、これを売却するには長崎奉行所の差紙を必要としたので、差紙のない密輸品を売却するには下関等の田舎では足が付き易く、これに反し、大坂は密輸品を紛らかすにも便宜があり、また大坂は人參が高値に売れ、しかも戻りの場合相当の品々を調べることが出来るので、^(註一二)拔荷は多く上方に運ばれて取引された。

以上のやうな大規模の密貿易が行はれるやうになれば、貿易の利潤独占しようとする対馬藩にとつては大きな損害となる。同藩では「古来より日本朝鮮間の通路は対馬一路より往来することになつてゐる。若し他州の者が朝鮮への

海路を熟習するやうなことになる、後々如何いふことが起るか測り知れないから潜商（密貿易）の取締りは一通りの氣遣ひやうではない」といつてゐるが、（註一三）單にそればかりではなく、同藩の貿易にも大きな打撃を与へたことは、享保十年扇格衛門・大久保甚右衛門等が密貿易の科によつて裁判に附せられた際、江戸年寄からの求翰に対して対馬藩樋口孫左衛門・大浦忠左衛門が送つた返答書の中に、

抜船仕、人參高直に相調候而者、対馬守役人共買取候人參唯今迄之直段に而は買取候儀不能成、段々高直に可罷成候、然時は御當地座賣之直段も買本に應し相増不申候而は難成候、左候へは諸人之支に罷成、氣毒成事に御座候

といつてをり、密輸品の闇値段は人參の相場を暴騰させ、対馬藩の公的貿易を不利に陥れる旨を強調してゐる点からも窺はれるのである。（註一四）

そこで同藩は抜船・潜商に対しては嚴重な監視を実施した。即ち対馬の西岸一帯は朝鮮との交通に使してゐるのでその西北隅に関所を設けた。今佐須奈関所の模様を見ると、馬廻り四人（内二人は郷侍）・中小姓四人（内二人は郷侍）・徒士二十五人（内六人は郷侍）、右の外に足輕・小人・船手以下又者共が駐在した。（註一五）また遠見番所は東西共に十五ヶ所あつたが、後木坂村・志多賀村・廻り村・阿連村の四ヶ所を減じて十一ヶ所置かれた。次に北端の豊村、上、下両縣を繋ぐ大船越、南端の豆酸村の三要所は押船（追船）即ち進跡船の碇泊地とし、平常も追船方御目付・御徒目付等の役人を遣し、吟味を遂げ、村民にも疑はしい船の警戒を命じた。更に朝鮮草梁にも藩士を在番させたが、それは番頭・馬廻り・大小姓・徒士・足輕・小人船手以下又者共に至るまで凡そ五六百人を数へたのである。（註一六）

以上の関所・番所において怪船を発見すると追船を出してこれを拿捕し、嚴重な荷物調べが行はれる。荷物検査の結果、抜船の容疑が生じて来ると、容疑者に対して更に嚴重取調べが行はれ、時には拷問にかける場合もあつたが、他藩の者の場合は拷問を避けることになつてゐた。また他藩の者の場合には一応取調べの上、その藩に引渡すのである。^(註七)そして外国へ抜船することは、鎖国令以来所謂大禁となつてをり、それは長崎や西国筋で抜荷するのは詭が違ひ、異国へ抜船することであるから非常に重大問題であつたので、^(註八)若し密告して出るものがあれば、假令同類であつてもその科を許して褒美を与へるといふ法令をさへ出した程である。^(註九)

従つてその犯人が逮捕された場合には、対馬藩だけの問題ではなく、直ぐ様江戸の幕府に報告され、その指揮を仰ぎ、犯人は一応長崎に送つて抜船犯人としての吟味を受け、刑罰を課せられ、対馬にさし戻して処刑した。その処刑は極刑を以て臨んだことは、寛文七年抜船事件にて裁判を受けた対馬人扇屋格右衛門・小茂田勘左衛門等が長崎に送られて吟味され、小茂田勘左衛門・扇格右衛門は磔刑、その男子は斬罪、吉田孫兵衛以下五人は獄門、原野与一左衛門以下四人は斬罪、家財關所、妻子兄弟姉妹・下人は曳科に処せられ奴婢とし、私領は領主の自由に任せ、津江七郎兵衛以下四人は追放の判決を与へられ、各々処刑されてゐる。^(註一〇)また享保十年抜船を企てた対馬藩町人石橋七郎右衛門・佐賀藩町人嬉野次郎左衛門・平戸領船頭徳左衛門等の場合には、嬉野次郎左衛門・船頭徳左衛門等は各々その藩へ引渡したが、石橋七郎右衛門のみは対馬藩より長崎奉行所に報告、同人牢死したので長崎奉行の裁判により対馬嚴原^(註一一)において改めて斬罪獄門の刑に処せられ、その妻子・兄弟・姉妹は曳科を以て奴婢にされてゐるのである。

以上は国内での犯人処分の場合であるが、更にこの問題は対外的にも注目すべきものがある。即ち対馬藩と朝鮮と

の間には潜商の場合、日本側の犯人を所罰すると同時に相手方の朝鮮人犯人も所罰するといふ條約が結ばれてゐた。その上朝鮮へも反響のあるよう対馬人犯人は対馬に渡し、同地にて死刑にするという傾向さへあつたのであるから、^(註三)拔船事件の場合には対馬藩より逐一幕府に報告し、幕府の指揮を受けながら朝鮮と交渉してゐるのである。そしてその外交文書は京都の五山より対馬に派遣された長老によつて作成されたのであり、この交渉には互に物品を贈答する外交交渉の面が見られるのである。^(註三)そして我が要求が貫徹されたこともないではない。例へば元祿十一年唐坊新五郎が和館勤役の時、人參を潜商した町人飯東喜兵衛・白水与兵衛と密売者の朝鮮人金縫崔、人參の元の持主韓碩軍官頭朴再章、宿主仇重卿を、日本側からの嚴重な交渉により、朝鮮側も遂に要求を容れて取調べを行ひ、双方立会ひの上にて、同年七月八日釜山の二嶽において斬罪に行つてゐる例が見られるのである。^(註四)また朝鮮において対馬人の犯人が逮捕されても、一旦対馬に送還し、裁判によつて罪科を決定し、再び犯人を朝鮮に送り、朝鮮の地において朝鮮側当局者の立会ひの下に梟刑を執行した場合もある。^(註五)これは朝鮮側に対し、朝鮮人の犯人の吟味と処分とを促す目的を以て行はれたものである。しかし一般には朝鮮側が言を左右にして応じない場合の方が多かつた。これは対馬藩にとつて、朝鮮貿易は藩の独占事業であり、また最も重要な財源であつたから、これを阻害する密貿易の禁止如何はその死活問題であつたのに対し、朝鮮側においてはむしろその必需品である硫黄や銀・銅その他の物貨を密貿易業者が齎して呉れるので、これを歓迎する立場にあつたからである。

以上の如く対馬藩自ら密貿易の取締りに當つたが、また同時に幕府の力も借りてゐた。享保の頃、松江藩の人々が対馬より朝鮮の竹島へ渡航したのを幕府が禁止してゐることなどその一例である。^(註六)

註

- 一 宗家万松院文庫所藏、享保十年長崎御奉行所之抜船一件御請答集書
- 二 東華事考
- 三 高橋章之助氏著「宗家と朝鮮」
- 四 宗家万松院文庫所藏、享保十年囚人石橋七郎右衛門就病死長崎御奉行石河土佐守様江御届之御使者勤之日記
- 五 同所藏、寛文七年抜船覺記
- 六 同所藏、享保十年同十一年長崎田代博多佐賀平戸江遣候書狀扣
- 七 同所藏、享保十年囚人石橋七郎右衛門就病死長崎御奉行石河土佐守様江御届之御使者勤之日記
- 八 同所藏、享保十年抜船本人石橋七郎右衛門並同類之旅人肥前皿山嬉野次郎左衛門船頭平戸大嶋徳左衛門同所水夫与左衛門
大右衛門口書
- 一〇 同所藏、享保十年抜船御僉議囚人共口問拷問口書・同享保十年抜船本人石橋七郎右衛門並同類之旅人肥前皿山嬉野次郎左衛門船頭平戸大嶋徳左衛門同所水夫与左衛門大右衛門口書
- 一一 同所藏、享保十同十一同十二年抜船一件御国中集書
- 一二 同所藏、享保十同十一同十二年抜船一件御国中集書
- 一三 同所藏、享保十同十一同十二年抜船一件江戸表年寄中江追々申遣公儀江被仰上候御請答之次第申候集書
- 一四 享保十、十一、十二年江戸年寄中より之来狀以頭書及返答候写
- 一五 同所藏、享保十年囚人石橋七郎右衛門就病死長崎御奉行石河土佐守様江御届之御使者勤之日記六月九日條
- 一六 同上

一七 同所藏、享保十年四月十二日豆酸御内院浦に而被召捕候囚人嬉野次郎左衛門肥前之佐賀江被差送候を御領分田代に而引渡候次第覚書

一八 同所藏、享保十年同十一年同十二年江戸年寄中より之来狀以頭書及返答候写

一九

二〇 同所藏、寛文七年拔船覚記抜書

二一 同所藏、享保十・同十一・同十二年拔船一件御国中集書

二二 同所藏、寛文七年九月十日より至十年六月拔船覚記四、寛文八年正月十一日條

二三 同所藏、寛文七年九月十日より至十年六月拔船覚記

二四 同所藏、元祿十一年唐坊新五郎勤役之節町人飯束喜兵衛白水与兵衛人參藩商仕相手之朝鮮人共兩國被行御制法候一件日帳抜書

件日帳抜書

二五 同所藏、享保十一年同十二年至朝鮮表申禁使杉村米女方江御国年寄中より遣候書狀以頭書返答有之候写

二六 長崎縣南高来郡神代村鍋島家所藏法令集

四

以上によつて明かな如く、対馬藩の拔船濟商の取締りは嚴重を極めたため、拔船による大規模な密貿易は次第に跡を絶つて来た。享保十年石橋七郎右衛門等の密貿易発覚した時、宗対馬守義成は、寛文六年対馬の町人大久保甚右衛門・扇格右衛門等拔船を企ててより以来、五六十年の間拔船をやつた者がなかつたといつてゐるところより見れば、拔船が非常に少なくなつて来たことが推測されるのである。(註)

しかし假令大規模な密貿易が跡を絶つたにしても、小規模な密貿易の跡を絶つわけには行かない。何故かならば、

対馬藩には所謂御米漕船・御手船・飛船等の公用船があり、それ等の乗組員達が密貿易をなし、(註三)銀・銅子鍋・銅藥罐・唐鉄・丹木・傘・刀劍・手洗・紅・素麵・木実油・魚油等(註九)を竊に携へて行き、和館を根城にして、外部の朝鮮人と取引し、人参・布海苔・獐麝香・藥種・茶種・油紙・牛角・爪等(註一〇)の雜貨類を密輸入した。しかしその密貿易が極めて小規模であつたことは或は袂に人参を忍ばせたり、或は人参二十四朱を博多雪踏の中に仕込んで密輸を行つてゐるのである。(註一四)

しかも此等小規模密輸者は、密輸入して来ると直ぐまたこれを博多・壱岐そのほかの他国商人に転売したのである。そしてそれが極秘裏に行はれてゐたことは、宝永七年人参密貿易の件で、逮捕された日吉丸船舟添五左衛門の自白によれば、朝鮮より密輸入して来た人参を、対馬嚴原の川端で行き摺れに出遭つた博多船の船頭市右衛門という者に売渡したが、その取引には、先づ出遭つた際、見も知らぬ市右衛門の方より朝鮮入船の船乗と見て呼びかけられ、売物がないかと聞かれたので、大豆はあるがそのほかに売物なしと答へたところ、宿所を聞かれ、これに教へたれば、暮方に家に訪ねて来た。そこで母を外出させて置いて人参を取り出し見せたところが取引契約が成立した。翌日再び市右衛門が銀子を持参したので、また母を外出させてその留守に人参を売却したと述べてゐるところより見れば、密輸入した人参は、対馬において売出すことが危険なので、他州の商人に売却した。またこうした対馬の密貿易者を目当てに、人参をはじめ朝鮮の産物を手に入れようとしてやつて来る他国の商人達が存在したことが知られるのである。そして彼等の間の取引は極めて秘密に行はれ、肉親者にまで秘する程に要心深かつたことが窺はれるのである。(註一五)

以上の如き対馬藩用船乗組員の密貿易は仮令小規模であつても、同藩貿易独占の建前からする時黙過しがたいものがある上に、朝鮮往還の町人・船頭・水夫等の場合は、その生計を助けるための密貿易という幾分情狀酌量すべき点

もあるが、農民の潛商に至つては、その結果田島を顧みず、潛商によつて得た利益を以て神仏参りを好み、衣食に奢り、風俗を害し、田島を荒廃させてしまふという理由の〔註一六〕下に、嚴重な取締りを行ひ、犯人は終身乃至年限を切つての奴とし、その妻子・兄弟・姉妹をも曳科として奴婢として、農村居住の士、即ち給人達に与へたのである。

しかしながら密貿易を行ふ者達は、藩の嚴重な取締りに対抗し、その手段が次第に巧妙となり、朝鮮における人參購入の資本としての銀子を、或は夜具蒲団の中に縫ひ込み、或は船の浪斥きの所に仕込み、或はつき入綱碇の本より三尋位の間を置いて玉銀を木綿袋に入れ、細長く縫つて船中で三四百目位いづつに仕込み、そのほか銅荷拵の菴包の中へ仕込んだり、或はまた港で船を繋ぐ碇にはしらかしを結び付けて入れ置き、村人に頼んで夜中に銀子を結へ付けさせて引取るという方法も用ひた。また銀子を船中に密に乗せて置き、かますに入れ二尋位いの綱の切れを結び付け、和館に着船し、荷改の朝、船の櫓楫の脇からかけはた二尋程隔つているところへ沈めて置き、荷改の終つた夜に引上げるといふ手も使つた。〔註一七〕

次に朝鮮より人參を持ち歸るには、米俵の中に人參を仕込んだり、荷改めの場合芋綱切等を俵に入れて置き、其下に人參を埋めて置き、改めがすんでまた荷造りをする際に、予め埋めて置いた人參を右の切屑と一緒俵に仕込んでしまふといふ方法をとつた。或は水竿の中に隠し、或は篷の下編目五節通り程のところに入人參八十目程のものを一節づつ編込んで置き、荷改めの際は篷を逆様にして見せて役人の目をくらし、或はまた人參を樽に入れ蠟詰にして朝鮮島へ夜分持参して船に積込む。また前日より島へ持ち渡つて船の碇泊してゐる近所へ沈めて置くこともあつた。或はまた和館の藏の壁が一重だつたので、鼠の穴や、其他の割目等の中に入人參を入れて置き、米の積込みの際人參も取

り乗せるといふこともやつた。^(註一八)或はまた米櫃^(註一九)の中、或はまた雪駄の中に隠したこともあつた。^(註二〇)殊に時には和館の官吏と結托も行はれる等、種々の手段が講ぜられた。^(註二一)これに対し、対馬藩の荷改めは嚴重を極め、朝鮮からの帰国船が夜分対馬に帰着した場合には、その夜は船頭さへもその上陸を禁止する。水竿は肌皮のないよう削り立て、置くこと。火床の下船梁、末代船梁、蓬の内、皮かぶりの丸木、水竿、表の門板の辺り、荷改めの時みさを積んだ立て木・押込・帳箱・掛硯・箆筍・桶箱・木厚に造つた器・櫓の上のみきさの木・馬乗りが帰国の場合は馬の下帯、米櫃、どぐ、大工の細工箱・水夫の褥・以上の検査を励行すること、また水夫の荷物積込みの時、脇へ寄せて置くこと等、嚴重且つ綿密な荷改め船改めを行つて密貿易の防止に努めてゐるのである。^(註二二)

しかるに対馬藩のとつた取締嚴重主義と嚴罰主義に一つのデレンマが起つて来た。といふのは藩が朝鮮米を輸入する際の運送船、所謂御米漕船は、従来嚴原の水夫を用ひて来たのであるが、宝永の頃になると、嚴原の水夫が間に合はなくなつて来たので、米の輸入が延滞勝ちとなつて来た。そこでやむを得ず郡内の水夫を徵發してこれに充てなければならぬ事情となつて来た。^(註二三)ところで郡内の水夫といつても、半農・半漁を営む対馬においては勿論それは農民である。この農民を藩では田舎者と呼んでゐる。ところで所謂田舎者が御米漕船の水夫となつて渡鮮した場合、不図人參等に誘惑されて、つい密貿易に手を染めることが多かつた。対馬藩はその犯行發覺の場合には、本人に対する嚴罰は勿論のこと、連坐所謂曳科により、父母を除く妻子・兄弟・姉妹を奴婢として来たのである。しかるに兄弟・姉妹まで曳科として奴婢にすると、公役を負担すべき戸口を減少させる所謂竈を潰すことになり、その負担が村内一般にまで及んで来ることになる。^(註二四)その一例としては、対鮮貿易における三津の一つの豊崎の如きは、そのため農家十四

戸潰れ、四十余人の戸口減少を来したのである。(註三五) しかも藩の米漕船の水夫は本人の好むと好まざるとに拘らず、強制的に徴集されたもので、それらが不図密貿易に手を出したために、このような結果を生むのである。従つてこうした結果は藩の政治上、また財政上反つて不利を招くことになるので、藩も遂に嚴罰主義を捨てて、刑罰の緩和を計らざるを得なくなつた。そこで宝永八年十一月六日には、潜商の罪科を犯した本人に対してはそれ相応の刑罰を加へるが、以後は従来免除して来た父母は勿論のこと、兄弟・姉妹の曳科を免除し、唯妻子のみを曳科に処する。但し、本人が死刑の場合にはこの限りに非ずとした。(註二六)

以上のやうに、藩の政策は、他藩若しくは大資本家の投資による抜船といつた大規模の密貿易に対しては嚴罰主義を以て臨んで来たので、その犯行は漸く影をひそめて来たが、藩の用船、所謂御米船・早船（飛船）・御手荷船（御手船）等の乗組員の小規模な密貿易に対しては、藩の内政上と財政上との關係より、嚴罰主義を緩和せざるを得なくなつて来た。従つてこうした小規模な犯行は幕末に至るまでその跡を絶たなかつたのである。尙ほ朝鮮側より対馬に來島密貿易を行つた形跡の殆ど見当らないのは如何なる原因によるもか今後一考を要すべき問題である。

註

一 宗家万松院文庫所藏、享保十年同十一年同十二年に至抜船一件江戸表年寄中江追々申遣公儀江被仰上候御請答之次第申來候集書

二 同所藏、宝永七年日吉丸梶取曾右衛門舟添五左衛門水夫貞右衛門兵衛伝四郎順市丸水夫松右衛門御法度相背候口書並口上書

近世における対鮮密貿易と対馬藩

三 同所藏、弘化四年七月御手船宝徳丸水夫善兵衛銅五勺入子鍋拾五組銅藥鑪拾五古銅其外庖丁鉄おろし等潜商之企於和館相顯候次第来狀並同類御裁許共

四 同所藏、弘化二乙巳年四月御手船春日丸水夫与四郎角爪潜商之次第来狀共

五 同所藏、嘉永四辛亥年正月御手船宝徳丸水夫佐須奈村栄作脇差潜商記録

六 同所藏、嘉永三庚戌年六月御手船永久丸水夫武吉三拾人水夫卯兵衛傘五拾本手洗拾組渡人參潜商之次第来狀共

七 同所藏、嘉永四辛亥年石田屋忠右衛門紅廿疋持渡山違人參半斤斗潜商一件記録

八 同所藏、安政四丁巳年八月御手船常盤丸水夫松治素麵式箱持渡爪百七拾五斤潜商一件記録

九 同所藏、天保十四年癸卯年三月佐須奈飛船乘組三平人參獐麝香潜商之次第来狀共

一〇 同所藏、弘化三丙午年三月初朝鮮御横目頭井手右衛門引請下卯右衛門夜中朝鮮人を呼人候次第

一一 同所藏、天保十四癸卯年三月佐須奈飛船乘組三平人參獐麝香港商之次第来狀

一二 同所藏、安政二乙卯年四月御手船住吉丸水夫貞治朝鮮御横目山田勇作引請下亀之介人參端菜種類油紙等潜商之次第来狀共

一三 同所藏、安政二丙辰年七月御手船永久丸船添理兵衛水夫紋右衛門金兵衛荷主松井文作黄參角爪潜商記録

一四 同所藏、享保十乙巳年拔船御倉議囚人共口問拷口書

一五 同所藏、宝永七寅年十二月十二日日吉丸梶取曾右衛門舟添五右衛門水夫貞右衛門市兵衛伝四郎順市丸水夫松右衛門御法度相背候口書並口上書

一六 洲河生虎眞氏所藏六月十八日須川万右衛門口上書

一七 宗家万松院文庫所藏、元祿十五年壬午宝永二乙酉ニ至朝鮮佐須奈鰻浦書付控

一八 同 前

一九 同所藏、元祿十五年朝鮮佐須奈鰻浦書付控

- 二〇 同所藏、享保十年抜船御倉議囚人共口問拷問口書
- 二一 対馬仁位村仁位信義氏所藏文書巳十一月二十三日大綱村下知役平山忠右衛門等口上覚
- 二二 宗家万松院文庫所藏、元祿十五年朝鮮佐須奈綱浦書付控
- 二三 同所藏、宝永八卯年の正徳三年ニ至田舍者潜商之御法度を背候科之者被仰付様之格式
- 二四 同 前
- 二五 対馬豊崎町洲河生虎眞氏所藏、六月十八日須川万右衛門口上覚
- 二六 宗家万松院文庫所藏、宝永八卯年の正徳三年ニ至田舍者潜商之御法度を背候科之者被仰付様之格式